

(報道発表資料)

令和 6 年 8 月 2 6 日
京 都 市 都 市 計 画 局
〔 担 当 住 宅 室 住 宅 政 策 課 〕
電 話 0 7 5 - 2 2 2 - 3 6 6 7

著しい管理不全状態にある空家等に係る代執行について

この度、著しい管理不全状態にある空家等について、当該建築物の除却に関する戒告を行った期限（令和 6 年 7 月 1 7 日）までに是正措置が講じられなかったことから、空家等対策の推進に関する特別措置法（以下「法」という。）第 2 2 条第 9 項の規定に基づき、本市が行政代執行により除却を行います。

1 代執行の概要

- (1) 空家等の所在地
京都市伏見区東柳町 5 1 1 番 1
- (2) 措置の対象となる空家等の構造
木造 2 階建て
- (3) 空家等の状況
屋根の崩落など劣化が著しく進んでおり、そのまま放置すれば建物倒壊や強風による建築部材の飛散などにより、周辺住民へ危害を及ぼすおそれ
が特に高い状態にあり、法第 2 条第 2 項の「特定空家等」に該当している。
- (4) 代執行の内容
当該空家等（基礎の部分及び土間を除く）の除却
- (5) 代執行の理由
当該空家等については、著しい管理不全状態であり、周辺住民や通行人に
危害を及ぼすおそれがあるため、所有者に対して、法に基づく勧告及び命令
を行ったが、現在に至っても必要な措置がなされていない。このことから、
本市が代執行により除却するものである。
- (6) 代執行の実施期間
令和 6 年 9 月 1 0 日（火）～同年 1 0 月 9 日（水）
（ただし、進捗状況や天候等の理由により、変更することがあります。）
※ 9 月 1 0 日（火）は、午前 1 0 時に代執行宣言を行います。

【参考】空家等対策の推進に関する特別措置法（抜粋）

第2条

- 2 この法律において「特定空家等」とは、そのまま放置すれば倒壊等著しく保安上危険となるおそれのある状態又は著しく衛生上有害となるおそれのある状態、適切な管理が行われていないことにより著しく景観を損なっている状態その他周辺の生活環境の保全を図るために放置することが不適切である状態にあると認められる空家等をいう。

第22条

- 9 市町村長は、第三項の規定により必要な措置を命じた場合において、その措置を命ぜられた者がその措置を履行しないとき、履行しても十分でないとき又は履行しても同項の期限までに完了する見込みがないときは、行政代執行法（昭和二十三年法律第四十三号）の定めるところに従い、自ら義務者のなすべき行為をし、又は第三者をしてこれをさせることができる。

【参考】行政代執行法（抜粋）

第2条 法律（法律の委任に基く命令、規則及び条例を含む。以下同じ。）により直接に命ぜられ、又は法律に基き行政庁により命ぜられた行為（他人が代つてなすことのできる行為に限る。）について義務者がこれを履行しない場合、他の手段によってその履行を確保することが困難であり、且つその不履行を放置することが著しく公益に反すると認められるときは、当該行政庁は、自ら義務者のなすべき行為をなし、又は第三者をしてこれをなさしめ、その費用を義務者から徴収することができる。

第3条 前条の規定による処分（代執行）をなすには、相当の履行期限を定め、その期限までに履行がなされないときは、代執行をなすべき旨を、予め文書で戒告しなければならない。

- 2 義務者が、前項の戒告を受けて、指定の期限までにその義務を履行しないときは、当該行政庁は、代執行令書をもつて、代執行をなすべき時期、代執行のために派遣する執行責任者の氏名及び代執行に要する費用の概算による見積額を義務者に通知する。
- 3 非常の場合又は危険切迫の場合において、当該行為の急速な実施について緊急の必要があり、前二項に規定する手続をとる暇がないときは、その手続を経ないで代執行をすることができる。

空家等の状況

(所在地 伏見区東柳町5 1 1番1 (家屋番号1 3番))

1 位置図



2 建物全景 (北西側から撮影)



3 空家等の状況

北側屋根部分



北側外壁部分



屋根部分 (南西側から撮影)



屋根部分 (東側から撮影)



屋根部分 (北東側から撮影)



開口部分 (南側から撮影)

